



ひだか 商工会だより

平成 20 年 5 月 25 日 (第 61 号)

合併一年経過

新規事業を展開

二十年度総会

青年部特別事業に支援、門別競馬場開催に向けたプロジェクトチーム設置、HPや巡回指導の充実を図る

平成二十年度通常総会が去る五月二十一日、出席会員二百八十三名により実施されました。

議長には厚賀の武田宣昭氏が指名され、提案された議案の全てが原案どおり可決承認されました。

昨年四月に合併してから一年が経過し、合併のための特別事業などを展開してきましたが、さらに本年度は内容を充実し、合併の効果を有効に進めることとしていきます。

本年度の事業目標として、「地域商工業者の信頼と支持される商工会作り」、「活力ある創造と協働する地域づくり」を基

本理念に、五つの重点事業を掲げていきます。

また、来年度より道営競馬の本格開催を予定している門別競馬場の活性化を目的に商工会内部にてプロジェクトチームを立ち上げ、具体的な事業を進めていく準備を本年度より実施していきます。

さらに青年部が行う『ヤマだべさ弁当を復活させる会』に対し、三十七万円の助成金を交付することを決定し、今後の青年部事業に期待がかかります。この事業は合併後、青年部が町の特産品を探求した結果、旧日高町で開発された「ヤマだべさ弁

当」をさらに改良して研究を重ね、町の特産品とすることを目的としています。

このほか、町と連携したのHP作成や巡回指導を通じた会員とのコミュニケーションを図ることなど本年度の事業計画が決議されました。

エコバック無料配布

環境問題化されている二酸化炭素(CO₂)排出量削減に



好評だった無料エコバックの配付

向けたレジ袋廃止による「エコバック／マイバック」を会員及び町民に無料配布を実施しました。

この事業は、町内の自治会や量販店でも取組が進み、レジ袋を廃止する動きが浸透する中で、マイバック運動をさらに加速させながら、地域での購買につなげ、結果、地域活性化に結び付けることを目的として実施されました。

今回配布したエコバックは、ペットボトルから再生した肩掛け型で、レジカゴからそのまま取り出せる六〇センチサイズ。色も六種類用意し、会員に四六〇個、町民には七四〇個を配布しました。町民の方々には大変ご足労を掛け、本所・支所まで取りに来ていただきましたが、予想以上のご来所をいただき、三月十七日から二十四日までの一週間の期間限定の中で、本所・支所

ともに最終日を待たずに終了となるほどの盛況となりました。

今後は、カード会等を通じ、エコバックによる購買時に、ポイントアップ等の支援をお願いして行きたいと思えます。

特別事業(ヤマだべさ弁当を復活させる会)が本格的にスタート!

青年部通常総会

平成二十年度通常総会が、四月二十四日出席部員十六名により開催されました。

議長には、福山潤一郎部員が指名をされ、提案をされた議案の全てが原案どおり可決承認をされました。

当青年部も商工



会と同様、昨年の四月に合併してから一年が経過し、様々な事業展開をして参りましたが、今年度においては、旧日高町商工会青年部にて開発をされた「ヤマだべさ弁当」の改良を重ねて、町内等で開催されるイベントの場でPRをしていき、まちの特産品とする事を目的とした特別事業を実施します。

また、この特別事業には、商工会より助成金が交付される事が決定されています。

この他に、例年実施されている「山海まつり」の前日に青年部と異業種団体が協力し、新規事業を実施していく事となりました。現在担当役員を中心に準備をしているところです。

新入学児童の安全を!

青年部・女性部

青年部(部長望月章)では、

新入学児童の交通安全を願う、去る三月二十八日、町内の新入学児童に「黄色い傘」をプレゼントしました。

この事業は青年部が毎年恒例として行っている事業で、本年度は町内(門別・日高地区)八校、新入学児童百十一人に対し日高町教育委員会を通じて贈呈されました。



また、同じく町内新入学児童の交通安全を願って女性部(部長堀江育子)でも毎年恒例の交通安全「愛の鈴」を三月十九日に寄贈しました。この鈴は毎年部員の協力により手編みで製作され、富川神社でお払いを受け、多くの皆さんの交通安全に対する気持ちがこもっています。

全議案を可決承認

女性部通常総会

平成二十年度女性部の通常総会が五月七日開催され、提案された議案の全てが原案どおり可決承認されました。

総会には七十八名（本人二十六名・委任状五十二名）が出席し、十九年度の事業報告、収支決算報告。二十年度の事業計画、収支予算書がそれぞれ原案どおり可決承認されました

「新・一村一雇用おこし支援事業」のご案内

この度、北海道では、新規開業・新事業展開等により、地域づくりに資する事業に取り組む事業主の皆様を応援することを目的に、次の内容に該当する事業所に助成するものです。

助成対象事業所

一、雇用保険法の適用事業を行う

次の法人・個人であること。

中小企業者 中小企業団

体 NPO法人、但し直近六

ヶ月間において従業員を事

業主の都合で解雇していな

いこと。

二、市町村から推薦と支援を受

けて、北海道の施策や地域づ

くりに資する次の事業を行

うこと。

新規開業又は新事業展開のう

ちものづくり 食 観光

IT バイオ 住宅 環

境・リサイクル 生活関連分

野の進出 建設業等の新分

野進出に取り組む事業

三、市町村の人口規模に依じて、

次の常用従業員を新たに雇

用すること。

人口三万人未満（日高町）

二人以上雇用が条件。

但し、建設業等の新分野進出

に係る事業については、既存

の従業員を新たに進出する

事業に従事させる場合は、一

人あたり〇・五人として換算。

助成額

一、事業費

の助成

事業を実

施するため

に必要な

る、運転資金、設備投資資金、

試験研究費・開発費を助成し

ます。

助成率〓二分の一以内、

二五〇万円限度に助成

二、雇い入れ（賃金）の助成

事業を実施するために雇い入

れた常用従業員の賃金を助

成します。

一人雇用にて三〇万円助成

（人数制限なし）

応募方法

対象となる事業を行う場合は、

事前に日高町役場に相談し

て下さい。市町村の推薦が得

られる場合は、日高町役

場を経由して事業計画書を

平成二〇年六月三〇日まで

に日高支庁に提出し、認定を

受けることとなります。

問い合わせ先

一、日高支庁産業振興部商工労

働課 〇一四六 二二

九二八一（詳細について）

二、日高町商工会

本所〇一四五六 二 六三〇一

支所〇一四五七 六 二二〇六

労働契約法施行

パート労働者、派遣労働者など、非正規労働者割合が増加するなど、就業形態の多様化により、個別労働者関係紛争が増加しています。

これらの状況に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるよう努力



ルを整えることを目的として、平成二十年三月一日から、労働契約法が施行されています。

労働契約法は、合意の原則をはじめとした、労働契約の締

結・変更に関する五つの基本原則を定めたほか、これまでの最高裁判所の判例法理を踏まえた内容となっており、これにより、労働者及び使用者が、紛争が裁判等でどう判断されるかを事前に予測し、紛争の発生が未然に防止されることが期待されます。北海道労働局ホームページ www.hokkaido-labor.go.jp または厚生労働省ホームページ www.mhlw.go.jp をご覧下さい。

により、次のとおり変更となりました。

ねんきん

ダイヤル

(全国共通)



〇五七〇 〇五 一一六五

国民年金(加入手続き)

〇一四四 三六 六一三五

相談予約(年金相談)

〇一四四 五六 九〇〇一

障害年金

〇一四四 五六 九〇〇二

健康保険・厚生年金

〇一四四 三六 六一三三

船員保険

〇一四四 三六 六一三四

健康保険給付手続き

健康保険任意継続

〇一四四 三六 六一三六

健康保険・厚生年金納付

〇一四四 五六 九〇〇〇

庶務

〇一四四 五六 九〇〇三

社会保険事務所の電話番号がダイヤルインを導入したこと

社会保険事務所 電話番号の変更

年金などの相談

来訪年金相談受付日・時間

【受付日】

月曜日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第二土曜日 9:30～16:30

年金相談に行く場合には、次の書類をご持参ください。

年金証書、振込通知書、年金

手帳や健康保険証など、本人であることを確認できるもの。

本人以外が相談される場合は、委任状が必要になります。様式

はありませんが、本人の年金手帳・年金証書に書かれている基

礎年金番号、本人の住所、氏名、生年月日、委任内容を記入した

うえ、委任される方の住所、氏名、本人との関係を書いて本人

が署名押印してください。なお、様式は社会保険庁ホームページ

からダウンロードできます。

テナント入店者募集

複合施設(サンポッケ)では、会員の方を対象に入店者を募集しています。

現在軽食・喫茶を営む経営者が都合により撤退することになりましたので、次の応募要領により入店者を募集します。

業種は軽食・喫茶。店名は「たんどー」とします。

厨房施設・備品については店主との話し合いになります。

入店者の選考は道指導センターのヒアリング後になります。

決定した場合は、日高町商工会規則を遵守願います。

申込者本人が事業に従事営業することとします。

応募期日 六月三十日まで
問合せ先 日高町商工会支所

〇一四五七・六一二一〇六
(担当:武井支所長)